

同和問題特集



区のお知らせ

足立区

足立区千住一丁目50
☎(882) 1111
編集・発行/足立区役所

1 面
同和問題を正しく理解しよう
2 面
地名総鑑、同和对策審議会
答申について

同和問題を正しく理解しよう

いま、私たちは、平和で文化的な生活を営んでいます。けれども、一人ひとりが自分の生活のみを直して見ますと、いくつかの問題を抱えていることに気づきます。社会的な不正もそのひとつです。本人に責任がないにもかかわらず、権利を侵されている同和問題(被差別部落)は、特に根が深いといえます。

差別の実態

就職における差別

明治四年、部落差別を廃止する解令が出た当時、記録によりますと東京府内に被差別部落(同和地区)は二百三十あまりもあつたといわれています。

に人口や産業が集中するにつれ、相対的に地価の安い同和地区に転入する人も多くなり、同和地区を移転する施策もあつて混住が進みました。関東大震災や戦争による地区の被災も、この傾向に拍車をかけ、今では同和地区といえないところが多くなっているのは事実です。

結婚における差別

次に重要な差別に結婚があります。今日では、結婚は両性の合意のみによつて成立する、と法律では定められています。しかし、まだまだ本人よりも、家柄や学歴を重く見る慣習は残っています。現実には都内のある区で起きた差別事件はこうでした。

「同和教育のあり方を求めて」にあります。「わたしは、差別されたことのないいわゆる一般と呼ばれる家から同和地区に嫁いでいますが、現在のわたし自身は幸福です。しかし生家からは、親不孝者とののしられています。そのうえ、わたしの子どもたちが成長したときに差別されることを考えると、胸の痛みを覚えています。この問題を教育の力でなんとかしてほしいのです」とある母親が、涙ながらに訴える手記を寄せています。

差別をなくすために

被差別部落の人たちは、同じ人間でありながら、江戸時代につくられてきた差別を、そのままとらえています。

「先生はどうして生まれた家に帰るの、うちのかあやん全然いらないよ」と不思議そうに聞いたといま、被差別部落の人たちは、同じ人間でありながら、江戸時代につくられてきた差別を、そのままとらえています。

「先生はどうして生まれた家に帰るの、うちのかあやん全然いらないよ」と不思議そうに聞いたといま、被差別部落の人たちは、同じ人間でありながら、江戸時代につくられてきた差別を、そのままとらえています。

職を求め転入した、地方の同和地区出身者の問題が大きいのです。まず就職の問題です。生活の糧を得る就職での差別は、生活そのものをおびやかせます。生活基盤の弱い同和地区出身者にとつて、安定した仕事につくことが、もっとも必要なことですが、そのときに起るのが、同和地区出身だから採用しないという差別です。こうした差別を生み出す

ないため、今では履歴書に本籍を記入しないよう、労働省では指導しています。近頃は人手不足や社会の理解が進み就職の差別は沈静化してしまいましたが、しかし石油ショック以後不況が深刻化するとつれて、就職差別がまた頭をもたげてきました。こうした風潮につけ込んだ悪質な商売に、同和地区の地名を資料として、企業などに提供する、いわゆる地名総鑑問題が起りました。

また人びとの心の中にひそんでいて、言葉や文字や行ないとして表わされる差別を心理的差別といい、同和地区の人びとの生活のなかに現われている差別を実態的差別といいますが、これらは相互に原因となり結果となつて、いつまでも差別が続いて行きます。

「先生はどうして生まれた家に帰るの、うちのかあやん全然いらないよ」と不思議そうに聞いたといま、被差別部落の人たちは、同じ人間でありながら、江戸時代につくられてきた差別を、そのままとらえています。

人権宣言と同和問題

昭和二十三年、第三回国際連合総会で、世界人権宣言が満場一致で採択されました。この宣言は、すべての人が自由で平等な基本的権利について、お互いに認め合い、尊重しなければならぬことを明らかにしています。我が国ではこの宣言の採択された日を中心に入権週間を定め毎年各種の行事を行なうなどとして、その思想の普及につとめています。

同和問題の解決

これまで記してきましたように、同和問題は古くして今も続いている新しい深刻な問題です。同和問題を解決するためには、もちろん同和地区の人々の努力も必要です。しかし、それだけでは差別が終らないことは歴史が物語っています。

「先生はどうして生まれた家に帰るの、うちのかあやん全然いらないよ」と不思議そうに聞いたといま、被差別部落の人たちは、同じ人間でありながら、江戸時代につくられてきた差別を、そのままとらえています。

同和問題はまだまだ残っている重大な課題なのです。全国で六十部落、三百万人といわれる同和地区の住民には、憲法が保障する基本的権利は、まだ十分にしか手渡されていないのです。いつまでもなく、すべての人が人間として尊重され、自由であり平等であることは当然のことです。

「先生はどうして生まれた家に帰るの、うちのかあやん全然いらないよ」と不思議そうに聞いたといま、被差別部落の人たちは、同じ人間でありながら、江戸時代につくられてきた差別を、そのままとらえています。

「先生はどうして生まれた家に帰るの、うちのかあやん全然いらないよ」と不思議そうに聞いたといま、被差別部落の人たちは、同じ人間でありながら、江戸時代につくられてきた差別を、そのままとらえています。

(問) さいきん、「地名総鑑」が問題になっているようですが、どういふことなのでしょう。

(答) これは、人事極「特殊部落地名総鑑」と呼ばれる図書を、企業防衛懇話会が発行し、そして、これを購入した会社がわかったことから問題となっている、部落差別事件のことです。

この地名総鑑は、全国の同和地区(被差別部落)の所在と新旧両地名および、世帯数などを記載したもので、発行者は、いまなお根強く残って

すべての人が、生まれながらにして、平等であり自由であることは、憲法で保障された基本的人権です。

ところが、そこで生まれたというそのことだけで、いわれのない差別をうけ、いちじるしく人権を侵されている人々が現在もいるのです。「地名総鑑」にあらわれた差別事件は、人の死活にもかわる重大な人権問題なのです。

(問) この事件に対して国や都は、どんな対応をしているのですか。

(答) 政府はこの事件を、基本的人権にかかわる重大な問題であるとして、ただちに法務省が人権擁護の立場から調査に当たりました。そして地名総鑑を回収、処分する一方、各省事務次官連名で各都道府県知事などに通達を出し、差別解消のために更に同和問題に対する啓蒙の強化、企業に対する指導、啓蒙を要請しました。

またこの図書が企業向けに発行さ

いる部落差別や社会不安、不況に目を向け、これを企業に売って金もうけをしようとしたものです。このことは会社の人事担当者に送られた案内書のおかげで、企業の採用や人事管理に利用することをすすめていることからも明らかです。

この事件は一昨年の国会で、重大な部落差別事件であると取り上げられました。同和問題の早急な解決を責務とする政府、自治体はこの事象を極めて悪質な部落差別としてとらえ、その解決に取り組んでいるものです。

またこの地名総鑑とは別にその後新たに「全国部落リスト」などのいわば第二、第三の地名総鑑ともいべき差別文書が発行され、これを購

正しい理解と認識を

地名総鑑による

重大な人権問題

れ、就職差別を引き起すおそれがあるため、日経連などの経済団体にも企業の社会的責任を強く要請する各省連名の次官通知を出しました。

さらに昨年の人権週間には「部落差別の解消」を中心テーマにしてポスター掲出をはじめ、人権を守る運動が展開されました。

東京都では労働局が、就職差別解消を一段と徹底させるため、各企業に要請書を発するほか、職業安定所により企業指導を強め、同和問題の正しい理解と認識に立った、差別を生まない採用業務の指導、啓蒙を進めています。

また地名総鑑等の購入企業に対しては総務局同和対策部が中心となり東京法務局人権擁護部や各特別区と

入った企業が明らかにされるという事件が続いて起っています。したがって「地名総鑑」事象というときはこれらの事件を総称したものとご理解ください。

(問) 重大な「差別事件」だということですが、問題点など説明してください。

(答) この種の図書等が広く発行され利用された場合には、被差別部落出身者の就職の機会均等に重大な影響を及ぼすばかりでなく、結婚問題などの種々の差別をひきおこすおそれがあります。

この点が最も大きな問題ですが、さらに次のような問題点が考えられます。

第一に、こういう図書等を発行して、商売になる社会的状況(背景)があるということです。このことは裏を返せば、まだ、部落差別がこの世に残っていることを証明しているもので、非常に残念なことです。

第二に、現実に、これらの図書等を購入した会社があるということです。

購入者の意図は一概ではなく、はっきりしないものが多いようですが、発行者の案内書を見て購入しているのですから、採用選考に当たつての資料や、人事管理などに利用するものとみられても、やむを得ないことでしょう。

第三に発行者の責任です。個人にとつて、就職できるか否かは生死にもかかわる重大な問題です。それをこれらの「リスト」によつて、被差別部落出身者を、企業からしめ出すことをすすめて、それで金もうけをしようとした行為は、人道上許せないものです。

差別に多くみられる人間の心の問題です。いくら行政が同和問題を啓蒙しても、国民の方にこれを受け入れる意志がないことには効果はあがりません。

就職の機会均等の保障は同和問題の中心的課題の一つです。これは被差別部落出身者が思うような職につけない現実があるからです。同和対策審議会答申(昭和四十年八月)はその原因について

「一見すると知識や技能や教育程度の低さによるとみられるが、基本的には、社会的差別と偏見によつてよい就職ができないのが原因である」と指摘しています。

「差別のない社会」それは、国民のすべてが、同和問題について正しい理解と認識に立ち、被差別部落出身者に対する予断と偏見を持たない人間の社会、ということがいえるでしょう。

(問) 「地名総鑑」が就職・結婚差別になることがわかりました。どうしたらこうした差別がなくなるのでしょうか。

(答) 同和問題の解決は国の責任であると共に国民一人ひとりの大きな課題です。したがって行政は同和対策事業として、環境改善、社会福祉産業振興、就職、教育、人権擁護などの総合的な施策を促進しなければなりません。

しかし、行政だけでは解決しきれない問題が残ります。それは、心理的

同和対策 審議会の 答申について

区民の皆さんに同和問題を正しく理解していただくために、同和対策事業推進のもとになった「同和対策審議会答申」がどうしてできたか、どんな内容なのかを、お知らせします。ごらんのうえ同和問題についてご理解ご協力くださる様をお願いします。

答申が

できるまで

の認識) 第二部(同和対策の経過) 第三部(同和対策の具体策) および結論から構成されています。

前文では、答申にとりくむ審議会の姿勢と、審議経過が書かれています。

とくに、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障されている基本的人権にかかわる課題であると、高い次元でこの問題をとらえ、早急な解決こそこの責務であり、同時に国民的課題であること及び、解決の必要性を強調しています。

差別は 実存する

第一部は、同和問題の本質および同和問題の概観の二つの節からなっており、総論といった内容を含んでいます。

そのなかで、同和問題の本質を、近代社会において部落差別とは、何人にも保障されている市民的権利と自由の侵害であることを明確にするとともに部落差別が現実の社会に実存することを明らかにしました。

また、同和地区調査により、部落差別の実態が、生活条件の劣悪さを誘致し、環境の悪化を生んでいることを明らかにし、部落差別の解消は心理的、観念的差別をとりあげるだけでは解消できない。部落差別を存続させる要因は、社会体制の中にあると指摘しました。

積極的な 対策を

第二部は、部落改善と同和対策、解放運動と融和対策。現在の同和対策とその評価という三つからなっています。

現在までの同和対策にふれ、同和問題の根本的解決に対する、政府の姿勢の欠除を指摘し、今後のあり方として、地区住民の自主的運動と調和を保ち、積極的に諸施策を実施することを提言しています。

第三部では、同和対策の基本的目標を示しています。

総合策としての同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護の五つの柱をたて、具体案を提示しました。

同和対策は 国の責務

結論として、同和対策を国の責務とし、政策の中に明確に位置づけることとし、同和対策として実施する諸施策に対する制度的保障として、特別措置法の制定、審議会の設置、地方公共団体に対する財政的助成措置、総合計画の策定などが提言されました。

以上が同和対策審議会の答申、いわゆる「同和答申」といわれている内容の概要ですが、この答申も全国の同和地区の人たちを中心に、自治体を含めた大きな国民運動となつて、政府や国会を動かす、昭和四十四年七月十日「同和対策事業特別措置法」が制定され施行されたので

基本的な 人権問題

答申は、前文、第一部(同和問題